



# 第3期 富谷市スポーツ推進計画

令和6年度～令和10年度



令和6年2月  
富谷市教育委員会



# 目次

## 第1章 富谷市スポーツ推進計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の背景	3
4. 第2期計画の総括的な評価	6

## 第2章 計画策定の基本的な考え

1. 基本理念	9
2. 基本方針	10
3. 計画の期間	11
4. アンケートによる意見収集	12
5. 基本施策の展開	13

## 第3章 スポーツ推進施策の展開

基本方針1 生涯スポーツを楽しむ機会の充実	14
基本目標1 健康・体力保持推進活動の充実	
基本目標2 コミュニティスポーツ活動の充実	
基本目標3 みるスポーツ・支えるスポーツの普及	
基本方針2 指導体制の充実、競技スポーツの普及	18
基本目標1 スポーツ・レクリエーション指導者の充実	
基本目標2 競技スポーツの普及	
基本方針3 生涯スポーツを支える体制・環境の充実	21
基本目標1 運動拠点施設の充実	
基本目標2 生涯スポーツを支える体制の充実	

## 参考資料

(1) スポーツ基本法（抜粋）	24
(2) 第3期スポーツ基本計画の概要	25

(3) 第2期宮城県スポーツ推進計画の概要	25
(4) 富谷市総合計画の概要	26
(5) 第2期富谷市教育振興基本計画の概要	26
(6) 富谷市スポーツ推進審議会	27
(7) スポーツ推進委員・スポーツ普及員	29
(8) 市内スポーツ関連団体	29
(9) 市営体育施設概要	31

# 第1章 富谷市スポーツ推進計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本市は、平成28年10月10日に市制施行し、「住みたくなるまち日本一 ～100年間人が増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～」を将来像に掲げ、まちづくりを進めています。

市教育委員会では、令和5年1月に、令和5年度から令和9年度を計画期間とした「第2期富谷市教育振興基本計画」を策定し、「学び合う 高め合う 尊び合う 富谷の教育 ～人生100年時代の教育環境を目指して～」の教育理念を基に、「学校教育」、「生涯学習」、「芸術・文化」、「生涯スポーツ」の4つの視点から基本目標を掲げ、その目標達成に向け、様々な取組みを進めています。

このような中、平成31年に策定した「第2期富谷市スポーツ推進計画」の計画期間が令和5年度末に満了を迎えます。

これまでの間、本市を取り巻く環境が大きく変わり、市民の健康志向の高まりや、スポーツニーズの多様化等、市民が生涯にわたりスポーツにかかわる環境も変わってきました。

「第2期富谷市スポーツ推進計画」においては、各世代において誰もがスポーツに親しめるようにトレーニング室利用講習会の実施、各種スポーツ大会の実施、ニュースポーツの普及などに取り組んできたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響によって実施が延期されていた「七ツ森ハーフマラソン大会」を令和4年10月に開催し、市民の心身の健康保持とともに幅広い世代間の交流を図りました。また、令和4年6月に施設の長寿命化計画を策定し、適切な維持管理及び修繕を進め、スポーツ拠点の安全性の向上に努めてきました。

このような施策を今後も継続していくとともに、新たな取組みを計画的に進めていくため、令和6年度から令和10年度を計画期間とする「第3期富谷市スポーツ推進計画」を策定するものです。

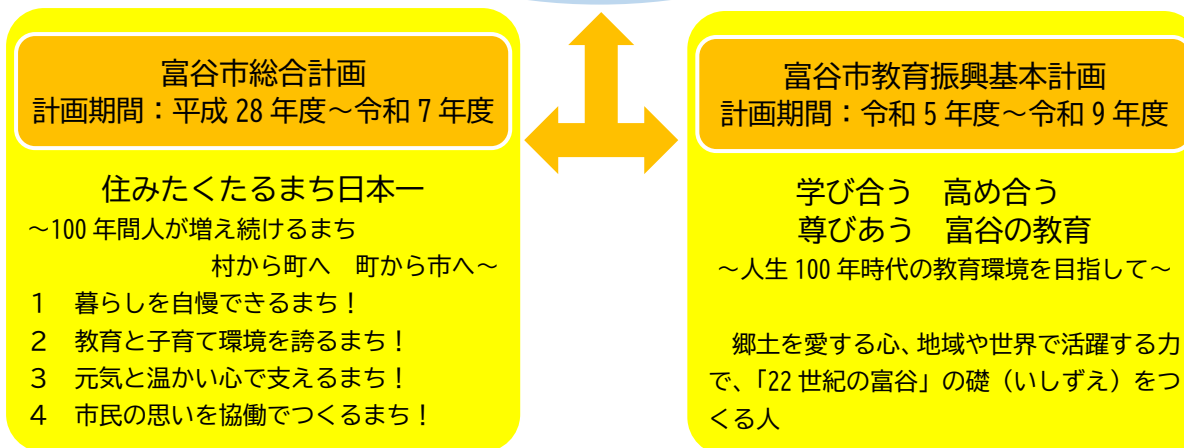
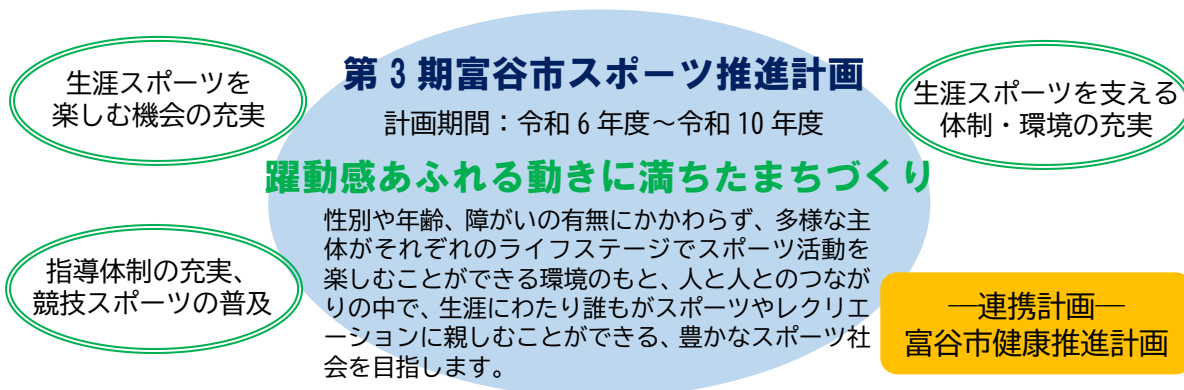
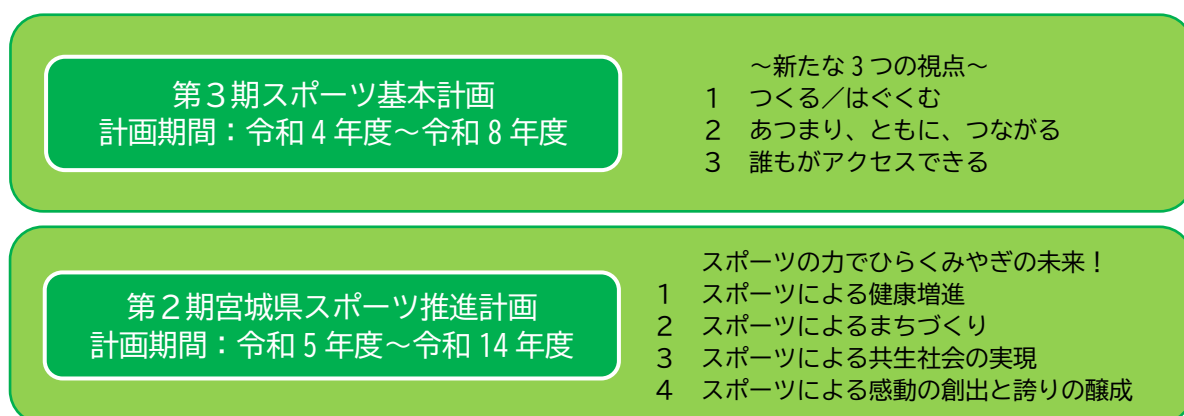
令和4年3月にスポーツ庁が策定した「第3期スポーツ基本計画」においては、「国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。」といった目標を掲げ、「成人の週1回のスポーツ実施率が70%になることを目指す。」とされているところで、本市では成人の週1回以上のスポーツ実施率が80%を超え、市民のスポーツに対する意識が高い状況にあります。

本計画では、市民のスポーツにかかわる環境の変化を踏まえ、市民のスポーツへの意識の高まりを維持していき、生涯にわたりスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、今後5年間に取り組む基本目標と施策を体系的に示していきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項に基づき、文部科学大臣が定める「スポーツ基本計画」を参酌し定める「地域スポーツ推進計画」に該当するものです。

また、宮城県が定める「第2期宮城県スポーツ推進計画」と連携を図り、市の上位計画である「富谷市総合計画」及び「第2期富谷市教育振興基本計画」、その他健康推進に係る市の諸計画との整合性を図りながら、市のスポーツ推進施策全般を策定する計画として位置付けるものです。



### 3. 計画の背景

#### 1 国の「第3期スポーツ基本計画」の策定

スポーツ基本法が平成23年8月に施行されました。この法律に基づきスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、これまで第1期、第2期のスポーツ基本計画が策定されました。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」では、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という3つの「新たな視点」を柱として、これらを支える具体的な施策の取組と、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けた施策の取組みを進めていくとされました。

#### 2 「第2期宮城県スポーツ推進計画」の策定

宮城県では、令和5年3月に「第2期宮城県スポーツ推進計画」を策定しました。この計画においては、「スポーツの力でひらくみやぎの未来！」を基本理念に、全ての県民があらゆるライフステージにおいてスポーツに親しみ、ともに活動することで「人と人」「地域と地域」のつながりを感じ、スポーツの価値を共有しながら夢と希望に満ちた生活を送ることができる活力あるみやぎを目指すこととされ、「スポーツによる健康増進」「スポーツによるまちづくり」「スポーツによる共生社会の実現」「スポーツによる感動の創出と誇りの醸成」の4つの基本方針のもと、各種施策を進めていくとされました。

#### 3 本市の各種施策

##### (1) 子どもにやさしいまちづくり

本市は、日本ユニセフ協会から「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）検証作業モデル自治体」の委嘱を受け、平成30年11月に「富谷市子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言し、子どもの権利条約に基づき、5つの柱を基本とした取組みを実施しています。

本市総合計画の後期基本計画（令和3年度～令和7年度）では、子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）の視点が追加され、職員の意識醸成を図るとともに、子どもたちの意見を行政に反映することを心掛けており、本計画においても子どもに関わる施策・事業の継続が図られるよう推進していきます。

#### 富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言



「子どもの権利条約」に基づき、私たちは、

- 1.子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち
- 2.子どもが安心安全に暮らすことができるまち
- 3.子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち
- 4.子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち
- 5.子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち

の5つを柱として



「富谷市子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言いたします。



(2) 持続可能な開発目標SDGsに基づいた施策

本市総合計画の後期基本計画では、施策分野ごとに関連する持続可能な開発目標SDGsのゴールを定めています。また、第2期富谷市教育振興基本計画においても、全17の目標分野のうち、9の目標分野に関わる施策を図っています。

本計画においても、上位計画の目指すSDGsの目標と同じく施策の推進を図っていきます。



本計画における持続可能な開発目標



(3) 学校部活動等の地域移行の検討

国や宮城県においては、少子化が進み、学校の生徒数の減少により、子どもたちが希望する部活動の設置が困難なケースが生じるなど、子どもたちの集団活動への影響がみられています。また、国や県のみならず本市においても、学校部活動にかかる教職員の超過勤務の解消を図っていくことが課題となっています。

そのような中、スポーツ庁が令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。この中では、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむことができる機会の確保、学校部活動が生徒にとって望ましい形になるための適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方、地域において生徒の望ましい成長が保証できるよう新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応といったことについて、国の考え方が示されました。

本市においても「富谷市学校部活動等地域移行検討協議会」を設立し、生徒の多様な



ニーズを捉えながら、学校部活動の在り方や地域クラブとの関わり方、指導者の育成など、よりよい地域移行の検討を進めていきます。その中で、部活動を学校だけではなく、地域全体で支えていくことを目指し、先行実証地域クラブ認定制度を設け、設定要件を満たした地域クラブを公認先行実証地域クラブとし、市と連携を図りながら、地域の受け皿となっただき、専門的な指導のほか、他の学校の子どもたちと交流するなど、子どもたちの多様な活動の機会を広げることをねらいとします。

### (4) ウィズコロナ・アフターコロナ社会への対応

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、社会経済活動の抑制が余儀なくされ、多方面で大きな影響が生じました。本市においても、学校の臨時休業や行事の中止、スポーツの大会その他事業の中止などの影響を受けたところです。

新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、いわゆる「感染症法」上、令和5年5月に「第5類感染症」と位置付けられたところですが、今後、本市におけるスポーツ事業においては、感染症の拡大を防ぐ様々な対策に取り組み、安全・安心の確保のもと、ウィズコロナ・アフターコロナ社会への柔軟な対応を進めていきます。



4. 第2期計画の総括的な評価

第2期富谷市スポーツ推進計画においては、「躍動感あふれた動きに満ちたまちづくり」を基本理念に、「生涯スポーツを楽しむ機会の充実」「指導体制の充実、競技スポーツの普及」「生涯スポーツ支える体制・環境の充実」の3つの基本方針とそれぞれに基本目標を掲げ各施策に取り組んできました。

基本方針	基本目標	基本施策
生涯スポーツを楽しむ機会の充実	1 健康・体力保持増進活動の充実	・自主的スポーツ活動の推進 ・市民体力づくりの推進 ・体力・運動能力調査の定期実施
	2 コミュニティスポーツ活動の充実	・コミュニティスポーツの推進 ・総合型地域スポーツクラブとの連携 ・障害者スポーツの普及
	3 みるスポーツ、支えるスポーツの普及	・各種スポーツ団体との連携 ・各種スポーツ大会の招致、開催
指導体制の充実、競技スポーツの普及	1 スポーツ・レクリエーション指導者の充実	・スポーツ指導者の確保と資質向上 ・スポーツ推進委員の確保と養成 ・公認スポーツ指導者登録制度の整備
	2 競技スポーツの普及	・地域スポーツ活動の支援、連携 ・各種スポーツ教室の充実
生涯スポーツを支える体制・環境の充実	1 スポーツ拠点施設の充実	・スポーツ施設の整備、機能充実 ・施設利用の効率化についての検討 ・学校体育施設の効率的利用
	2 生涯スポーツを支える体制の充実	・情報提供の整備と充実 ・組織間の連携と充実

第2期富谷市スポーツ推進計画の期間においては、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、市民に多くの感動を与えるとともに、市民がスポーツ競技に関わるきっかけにもなりました。また、令和3年に仙台大学と生涯スポーツの振興や人材育成に向けた包括協定の締結、令和5年に株式会社ベガルタ仙台とスポーツ交流等に関する協定を締結するなど、市のスポーツ推進の環境整備を実施してきたところです。

このような中、第2期富谷市スポーツ推進計画に掲げた基本目標に対する取組みについては、市が主体で取り組むもの、市と市民がともに取り組むもの、市民が主体で取り組むものといった視点でみた場合、目標達成に至ったもの、継続的に取組みが必要なものが生じました。

## 第1章 富谷市スポーツ推進計画策定にあたって

一つ目の「生涯スポーツを楽しむ機会の充実」では、市民の自主的なスポーツ活動や体力づくりについては意識の向上がみられ、散歩やウォーキング、ランニング、ヨガやストレッチといった、気軽に始められるスポーツ活動を行っている市民が多くなっています。そのような中、令和4年10月に開催した「七ツ森ハーフマラソン大会」には、多くの市民ランナーが参加し、普段のスポーツ活動の成果を発揮する機会となりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により地域でのスポーツ・レクリエーション活動が制限され、スポーツ推進委員派遣事業の充実には至りませんでした。また、同様にスポーツ教室・スポーツ大会の開催も制限されましたが、今後は、安全・安心を確保のうえ、各種スポーツ協会等の連携を図り、積極的に取り組む必要があります。

二つ目の「指導体制の充実、競技スポーツの普及」では、令和5年度にスポーツ推進委員の増員が図られたほか、体育協会加盟団体やスポーツ少年団登録団体への活動支援を継続的に実施してきたところですが、様々な種目に対応できる指導者の確保や、スポーツ少年団等と連携した研修実施など指導者の育成といった指導体制・制度整備については、十分な取り組みが実施できず、今後も継続的に指導者の確保と資質向上に向けた取り組みが必要です。

三つ目の「生涯スポーツを支える体制・環境の充実」では、令和4年6月に「富谷市社会教育施設長寿命化計画」を策定し、スポーツ施設の計画的な整備・改修を行い機能の充実を図ってきたほか、市民の生涯スポーツの場として大亀地区にパークゴルフ場の整備を進めてきました。また、市民の生涯スポーツの意識啓発に向けては、市ホームページやSNSを活用して市民のニーズに応じたタイムリーな情報発信に努め、令和6年度からは、施設予約システムを導入し施設利用の利便性の向上に努めていきます。

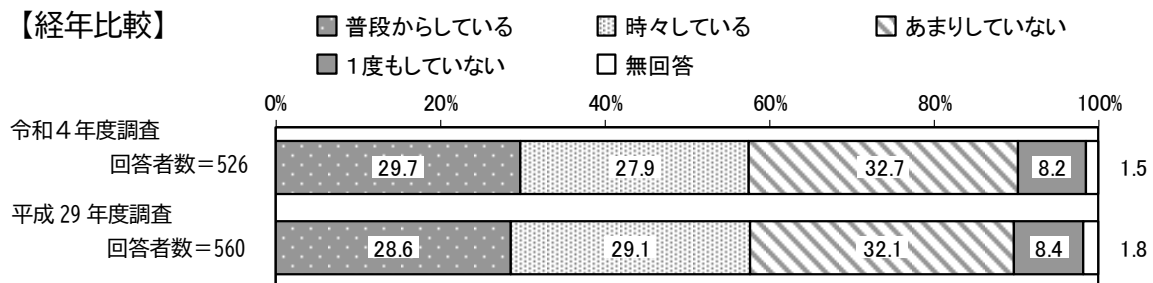
一方で、生涯スポーツの効果を幅広い分野に普及させるための取り組みについては十分に実施することができなかったことから、今後も小中学校等との連携や保健・医療・福祉・防災・地域活動の施策との連携を図っていくことが必要となっています。



【図1】 市民のスポーツに対する意識の変化

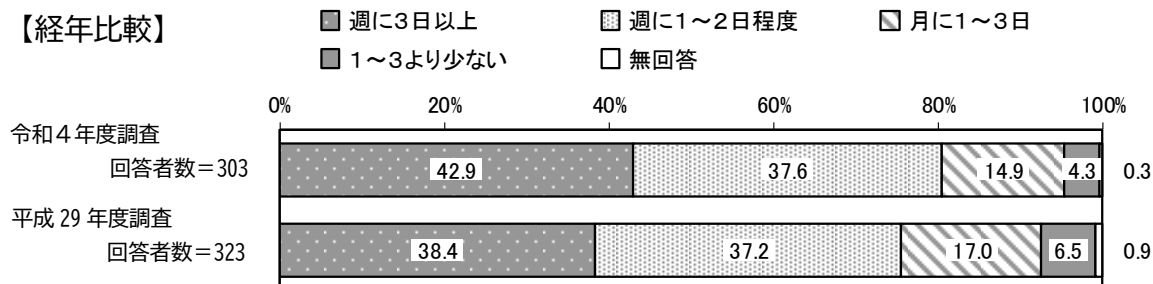
○ この1年間、運動やスポーツ（散歩、ジョギング、ラジオ体操など、比較的軽い運動も含む）をしましたか。

【経年比較】



○ その運動やスポーツをどのくらいの頻度で行いましたか

【経年比較】



「普段からしている」と「時々している」を合わせた割合は57.6%となり、平成29年度調査と比較して大きな変化はありません。

また、実施頻度については、「週3日以上」と「週に1~2日程度」を合わせた割合は、80.5%で、運動やスポーツに対する市民意識が高いことがうかがえます。

(出典：第2期富谷市教育振興基本計画)



## 第2章 計画策定の基本的な考え

### 1. 基本理念

富谷市総合計画では、「あらゆる世代が生きがいを感じて暮らせるまち」の実現に向け、だれでも、どこでも気軽に親しむことのできる生涯スポーツ・競技スポーツの振興に努め、気軽に親しみやすいスポーツ施設・環境の整備充実を図ることをスポーツ・レクリエーション事業の施策方針に掲げています。

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、多様な主体がそれぞれのライフステージでスポーツ活動を楽しむことができる環境のもと、人と人とのつながりの中で、生涯にわたり誰もがスポーツやレクリエーションに親しむことができる、豊かなスポーツ社会を目指します。

## 躍動感あふれる動きに満ちたまちづくり



## 2. 基本方針

### 1 生涯スポーツを楽しむ機会の充実

市民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指し、支援体制の充実を図っていきます。

また、スポーツ教室やスポーツ大会の開催、支援活動により地域スポーツの振興を図ります。



### 2 指導体制の充実、競技スポーツの普及

競技者の競技力向上に対応するため、次世代を担う指導者の養成・資質の向上を計画的に進めます。

また、各種スポーツ団体の支援と地域のスポーツ活動の支援を図り、市民のスポーツ活動への参加を推進します。



### 3 生涯スポーツを支える体制・環境の充実

市民のニーズや社会環境を踏まえ、施設整備の充実と、デジタルコンテンツの活用や手続きのシステム化によりサービス向上を図ります。

行政内外の関係機関との連携により、生涯スポーツの推進体制の充実とスポーツ実施率の維持向上を図っていきます。



## 3. 計画の期間

本計画は、前計画からの継続性から令和6年度を初年度とする5年間（令和6年度～令和10年度）を計画の期間とします。

ただし、計画期間中でも法制度の大幅な改正や社会情勢の変化があった場合は、計画の進捗状況を踏まえ、関係機関と協議の上、必要に応じて見直します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
富谷市 第3期スポーツ推進計画	(令和6年度～令和10年度)				
富谷市 第2期教育振興基本計画	(令和5年度～令和9年度)				
富谷市 総合計画	(平成28年度 ～令和7年度)				
国 第3期スポーツ基本計画	(令和4年度～令和8年度)				
宮城県 第2期スポーツ推進計画	(令和5年度～令和14年度)				



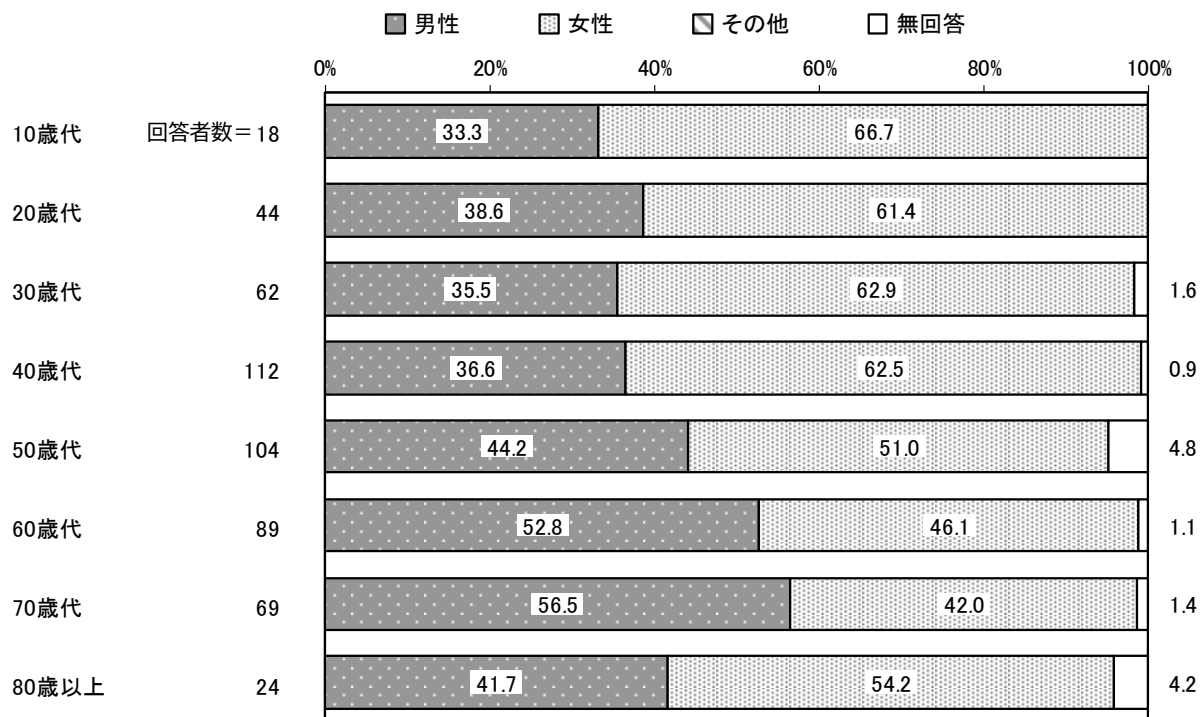
## 4. アンケートによる意見収集

令和4年度に第2期富谷市教育振興基本計画策定にあたり、16歳以上の市民、児童・生徒、教職員（幼稚園、小学校、中学校）、関係者・P T A・関係団体を対象に、富谷市民のスポーツ活動状況や活動への参加意向等の把握をするため下記アンケートを実施し、市民のスポーツへの意識・意向等を把握し、今後の施策への効果的な反映を行いました。

そのうち、本計画においては、16歳以上の市民におけるアンケートを基本にスポーツ振興に対する施策目標を設定しました。

種 別	実施方法・結果
市 民	<p>■ 市内在住の16歳以上から無作為抽出 配布数 1,400名 有効回答数 526名 回答率 37.6%</p> <p>■ 郵送による調査票の配布・回収及びWEB回答</p>

## 【回答者の年齢別性別割合】

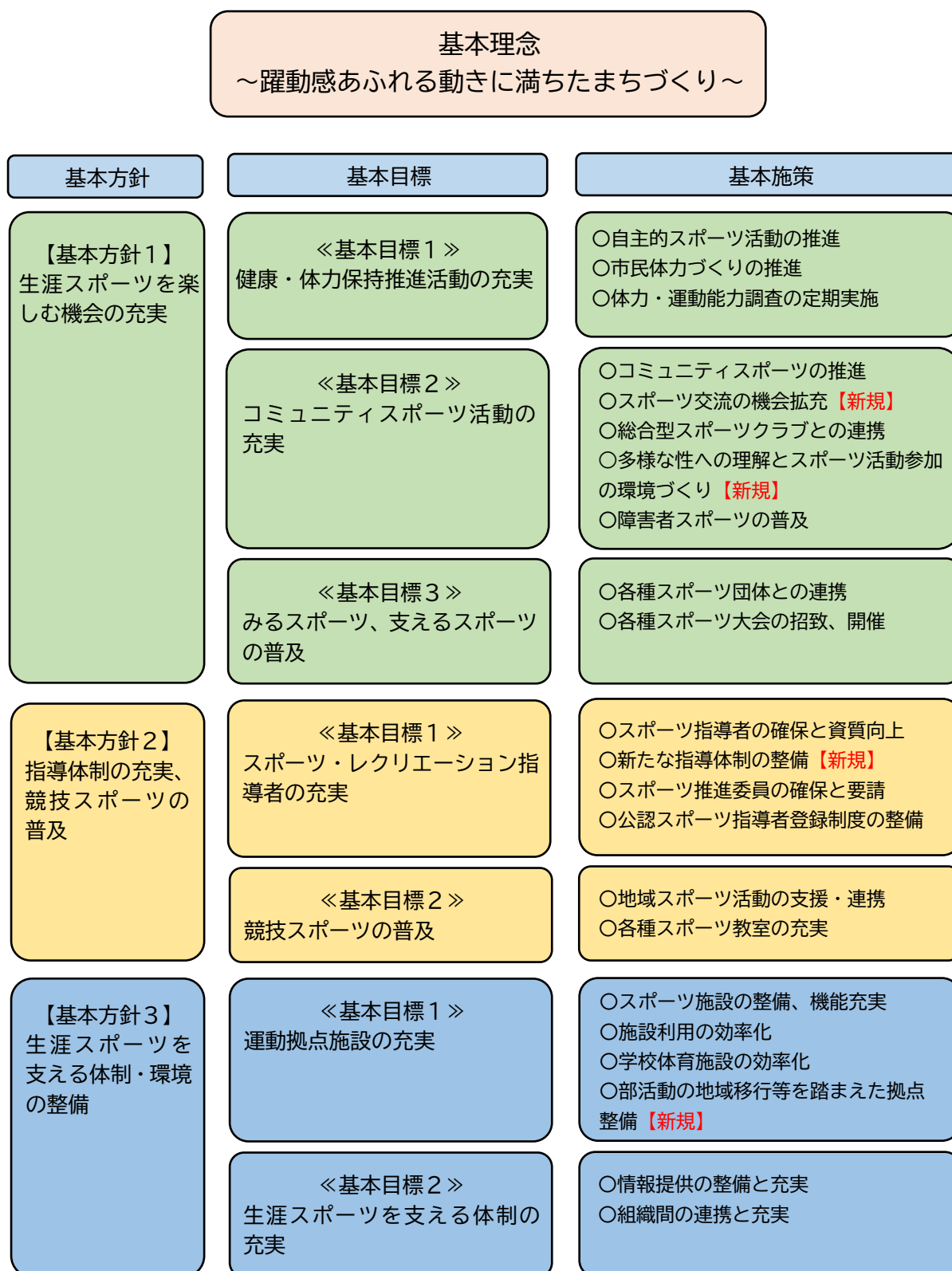


※ 年齢、性別について無回答者がいるため回答者合計と有効回答数は一致しません。

(第2期富谷市教育振興基本計画策定時に実施)



## 5. 基本施策の展開



### 第3章 スポーツ推進施策の展開

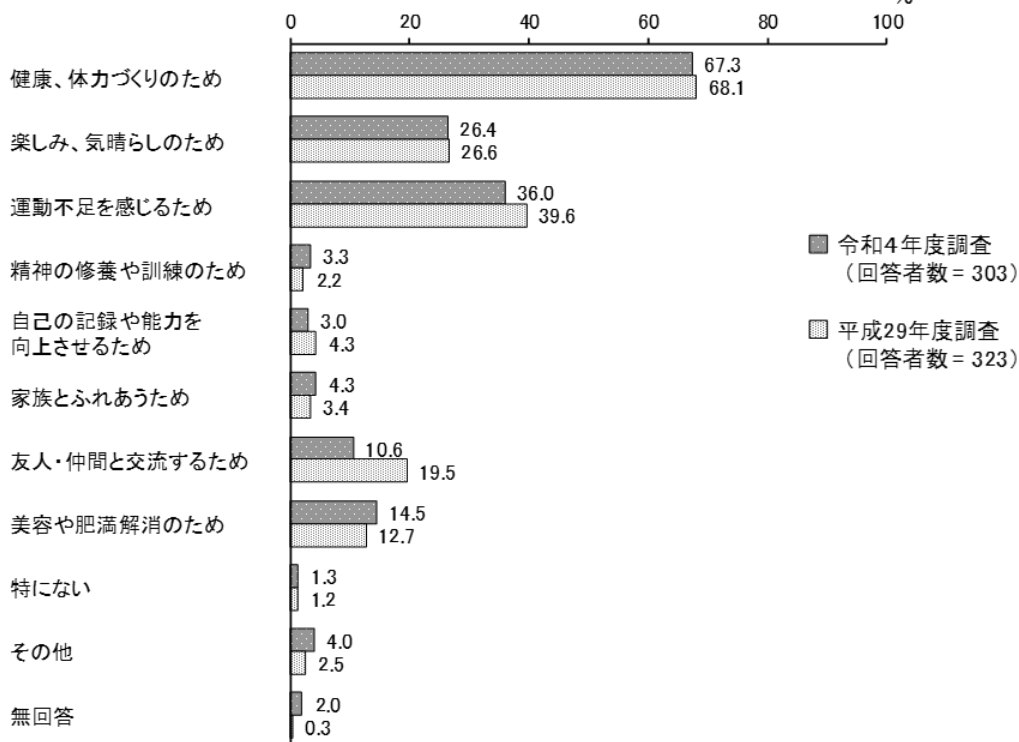
#### 基本方針1 生涯スポーツを楽しむ機会の充実

##### 現状

- 富谷市スポーツ協会加盟団体が主催する各種スポーツ大会が開催されました。
- 総合型地域スポーツクラブ、富谷市スポーツ協会及び加盟団体等と連携し、スポーツ大会やスポーツ教室を開催しました。また、トレーニング室利用講習会を毎月2回開催するとともに、新しいのトレーニング機器を導入しました。
- スポーツ推進委員が子ども会等を対象にニュースポーツの実技指導を行いました。
- ベガルタ仙台をはじめ、仙台大学、大塚製薬株式会社とそれぞれ連携協定を締結し、関係団体による支援体制を整えています。
- 健康づくりや運動不足を感じるといった理由で運動やスポーツを実施している市民が多い反面、家事・育児などで運動やスポーツをする時間がない市民も多い状況です。
- 国ではスポーツ立国の実現を目指し、スポーツを「する」だけでなく、一人ひとりの多様な楽しみ方を提唱しています。

#### 【市民アンケート】

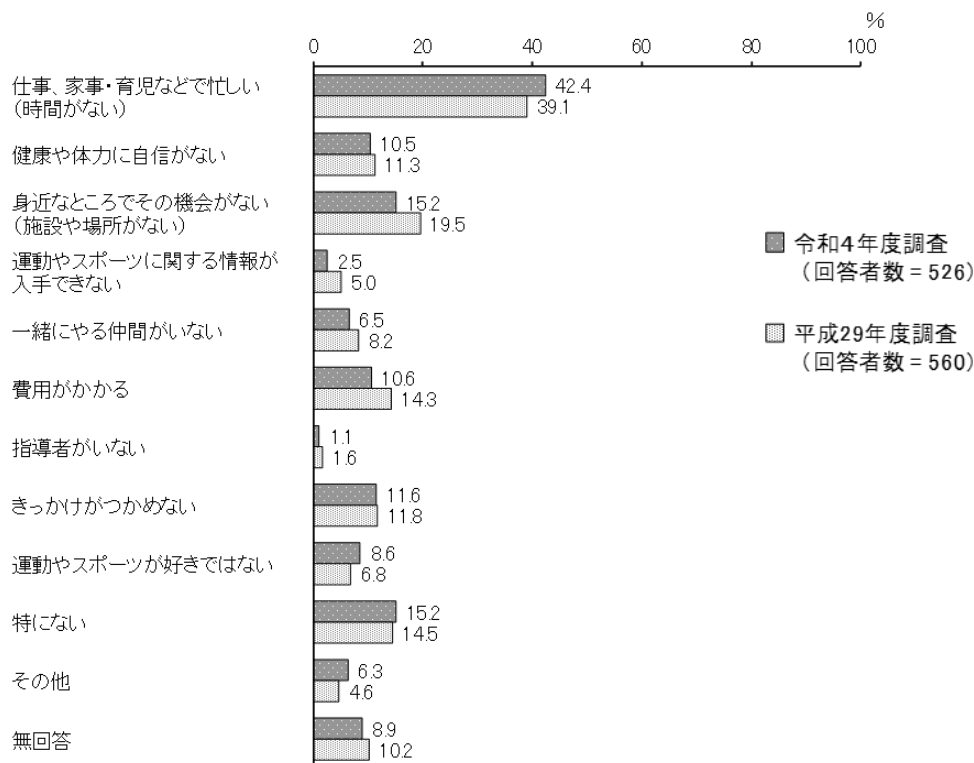
あなたが運動やスポーツをする理由は何ですか。



平成29年度調査と同様、「健康体力づくりのため」が最も高い結果となりました。  
また、「友人・仲間と交流するため」の割合が減少しているのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と考えられます。

【市民アンケート】

運動やスポーツで困ることや、運動やスポーツをしていない理由は何ですか。



平成 29 年度調査と比較しても、大きな変化はありませんでした。

「仕事、家事・育児などで忙しい (時間がない)」の割合が 42.4%と最も高く、次いで「身近なところでその機会がない (施設や場所がない)」、「特になし」の割合が 15.2%となっています。

今後の課題

- スポーツを通じた市民の一体感や郷土愛の醸成に向けて、スポーツを自分らしく楽しむための啓発と機会の充実が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症との共存・共生の活動に加え、学校部活動等の地域移行に伴う運動・スポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、国や県からの情報をいち早く把握し、関係団体と連携しながら対応して行く必要があります。
- 市民のスポーツへの意識の高まりを維持していき、家事や育児などで運動やスポーツに触れる機会がない世代を意識しながら、誰もが気軽にできる運動やスポーツの普及に向けて、性別、年齢、心身の状態に応じて運動・スポーツを楽しむ機会の拡充が必要です。
- 公益財団法人日本スポーツ協会から「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」が示され、スポーツ活動での多様な性についての理解を深め、性の問題でスポーツ活動への参加を諦めることのない環境づくりが必要です。
- 障がい者スポーツの普及に向けた一層の周知啓発と関係団体との連携強化が必要です。

基本目標1 健康・体力保持推進活動の充実

基本施策

(1) 自主的スポーツ活動の推進

市民が日常において自主的にできるスポーツ活動の推進を図ります。

市内に組織されているスポーツ少年団、市スポーツ協会加盟団体等の活動を市民に広く周知し、市民が気軽に運動やスポーツが始められる環境づくりに努めます。

(2) 市民体力づくりの推進

アンケート結果にみられるように、市民の健康志向の高まりに応えるため、総合型地域スポーツクラブと連携し、年齢、性別、心身の状態などに講じて適切なトレーニングのできる機会の充実を図り、トレーニング室利用講習会の開催や、トレーニング機器設置の整備拡充に努めます。

また、ランニングやウォーキング等気軽に始められるスポーツを周知し、市民のスポーツ意識向上に努めます。

(3) 体力・運動能力調査の定期実施

体力・運動能力調査を定期的を実施します。

また、トレーニング室利用者へのアンケート調査を実施し、その結果を検証することで、市民の健康増進や体力向上につながるよう事業継続及び新規事業の展開を図ります。

基本目標2 コミュニティスポーツ活動の充実

基本施策

(1) コミュニティスポーツの推進

コミュニティスポーツ（ニュースポーツ、レクリエーション・スポーツ）を積極的に普及するため、各種スポーツ教室等事業の見直しを図り、より多くの市民が参加できる環境づくりに努めるほか、スポーツ推進委員派遣事業の充実を図り、地域活動や保育所、幼稚園、小中学校でのコミュニティスポーツに触れる機会を増やすため学校や地域との一層の連携強化に取り組みます。

(2) スポーツ交流の機会拡充

ウィズコロナ・アフターコロナ社会を踏まえ、新たな市民のスポーツ交流の機会の創出や、これまでの市民の交流の場を拡大するため、各種スポーツ大会事業の見直しを図り、例えば、地域単位とした子どもから高齢者までの多世代が気軽に参加できるイベント等事業の実施を検討するなど、スポーツを通じた世代間の交流、友人・仲間との交流等により多様な交流の機会拡充に努めます。

(3) 総合型地域スポーツクラブとの連携

総合型地域スポーツクラブと連携し、子どもから高齢者まで、初心者から競技者まで、そして愛好的な志向の人から競技的な志向の人まで楽しむことのできるよう、多様な種目でのスポーツ活動の普及に取り組みます。

(4) 多様な性への理解とスポーツ活動参加の環境づくり

市民が、スポーツ活動における多様な性への問題について正しい理解を持てるように周知啓発を図り、性の問題でスポーツ活動への参加を諦めることのない環境づくりに取り組みます。

(5) 障がい者スポーツの普及

国や県の関係機関のほか、学校、企業、関係団体と連携し、障がい者スポーツの周知啓発を図り一層の普及に取り組みます。

また、市関係部局と連携し、障がい者がスポーツ活動に取り組むことができるよう、障がい者のスポーツ大会の開催や参加の支援を図ります。

基本目標3 みるスポーツ・支えるスポーツの普及

基本施策

(1) 各種団体との連携

本市と協定を締結している、ベガルタ仙台をはじめ、仙台大学、大塚製薬株式会社との連携を図り、スポーツ教室の開催等プロスポーツ団体やトップアスリートと市民との交流を通じた支援活動を展開し、地域スポーツの振興に努めます。

(2) 各種スポーツ大会の招致、開催

プロスポーツやトップレベルチームの大会を招致、開催するなど、市民が高度な競技技術を観戦することで、市民のスポーツに対する興味や関心を高めることによりスポーツの価値を享受できる環境づくりに努めます。

特に、子どもたちのスポーツへの意識向上が、将来、スポーツ競技の技術向上につながるよう継続的に事業の推進を図ります。

また、スポーツ大会の開催には、スポーツボランティアの協力が欠かせないことから、スポーツボランティアの育成やスポーツボランティアが参加しやすい環境づくりに努めます。



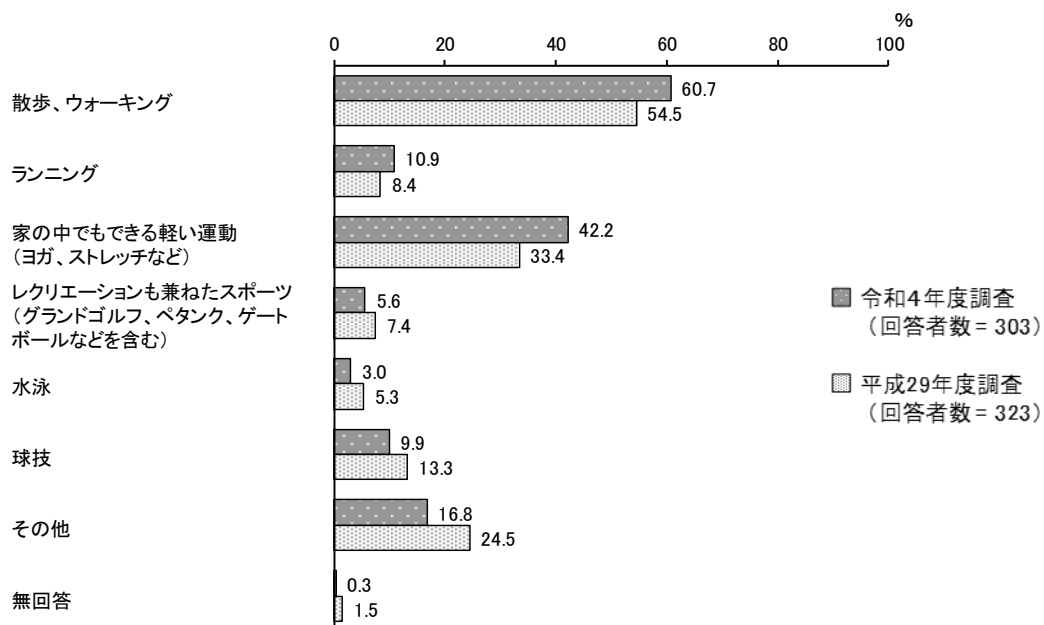
基本方針2 指導体制の充実、競技スポーツの普及

現状

- 市のスポーツ少年団に公認スポーツ指導者を配置し活動を行っています。  
また、各スポーツ少年団の指導者は、ユニセフの「子どもの権利とスポーツの原則」の趣旨に賛同し、「子どものためのスポーツ宣言」を行っています。
- 総合型地域スポーツクラブによる各種スポーツ教室を実施しています。
- 散歩やウォーキング、家の中でもできる軽い運動を楽しむ市民が多い状況です。
- ベガルタ仙台、仙台大学、大塚製薬株式会社と協定を締結し、人材育成やスポーツ振興において連携を図ることとしています。

【市民アンケート】

どのような運動やスポーツを行っていますか。

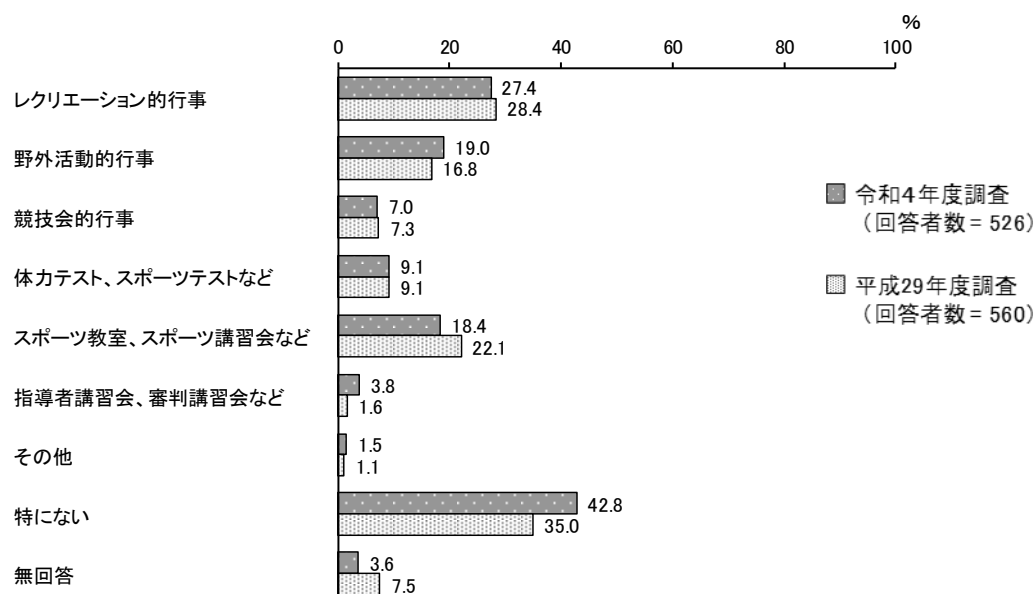


「散歩、ウォーキング」の割合が60.7%と最も高く、次いで「家の中でもできる軽い運動 (ヨガ、ストレッチなど)」の割合が42.2%、「ランニング」の割合が10.9%となっています。

なお、平成29年度調査との比較でも、「散歩、ウォーキング」「家の中でもできる軽い運動 (ヨガ、ストレッチなど)」の割合が増加しています。

【市民アンケート】

あなたは今後、どのような行事に参加したいですか。



平成 29 年度調査と比較して、大きな変化はありませんが、「特になし」と回答した方の割合が高くなっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、やむなく活動を自粛せざるを得ない状況が続いたことなどが影響していると考えられます。

今後の課題

- スポーツ指導者育成のためには、公認スポーツ指導者登録制度の整備について引き続き推進していく必要があります。
- 学校部活動の地域移行等を踏まえ、各種スポーツにおける指導体制の充実を図るため、スポーツ指導者等の新規確保と養成が必要です。
- 地域スポーツの振興を図るため、スポーツ競技における指導者、トレーナーの人材育成や、スポーツ環境の拡充が重要なことから、協定締結団体との更なる連携が必要です。
- スポーツ競技大会への参加意欲を高めるため、総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ協会との連携を図り、大会の見直しや新規大会の検討が必要です。
- スポーツ教室やスポーツ講習会、指導者講習会や審判講習会に参加を希望する市民に対応するため、総合型地域スポーツクラブとの連携を継続していくとともに、新たにスポーツ関係団体と連携し、市民のニーズに対応していく必要があります。

基本目標1 スポーツ・レクリエーション指導者の充実

基本施策

- (1) スポーツ・レクリエーション指導者の確保と資質の向上
 

様々な種目や競技レベルに対応できる指導者や地域スポーツの課題に対応する指導者を養成・確保するため、スポーツ推進委員、スポーツ協会、また、協定締結団体等と連携し、スポーツの技術や理論、指導方法などについて研修を行い、スポーツ・レクリエーション指導者の資質向上と新たな指導者の養成、人材確保に努めます。
- (2) 新たな指導体制の整備
 

学校部活動の地域移行等を踏まえ、総合型地域スポーツクラブと連携し、児童生徒が自らの個性・能力を伸ばす環境でスポーツ活動が行えるよう、新たな指導体制の整備と地域における人材の確保に努めます。
- (3) スポーツ推進委員の確保と養成
 

スポーツ推進委員の体制強化と資質向上を図るため、市関係部局や各スポーツ協会と連携し、新規委員の確保に努めるとともに、県スポーツ推進委員協議会等との情報共有や研修会参加を通じて委員の資質向上に取り組みます。
- (4) 公認スポーツ指導者登録制度の整備
 

日本スポーツ協会の「公認スポーツ指導者」の利用拡大を図るため、県スポーツ協会と連携を図り、継続して「公認スポーツ指導者登録制度」の創設を推進し、各スポーツ競技の指導者の育成に努めます。

基本目標2 競技スポーツの普及

基本施策

- (1) 市民スポーツ活動の支援
 

スポーツ協会加盟団体、スポーツ少年団加盟団体の活動支援や、全国規模の競技大会へ参加する団体や個人への支援を図り、市民の競技技術の向上を推進します。

また、総合型地域スポーツクラブとの連携やスポーツ推進委員の派遣事業により、地域におけるスポーツ活動の支援を図り、市民のスポーツ・レクリエーション活動への参加を推進します。
- (2) 各種スポーツ教室の充実
 

総合型地域スポーツクラブと連携した各種スポーツ教室の充実を図るほか、連携協定締結団体、スポーツ関係団体と連携し、市民のニーズに即したスポーツ教室の開催に努めます。



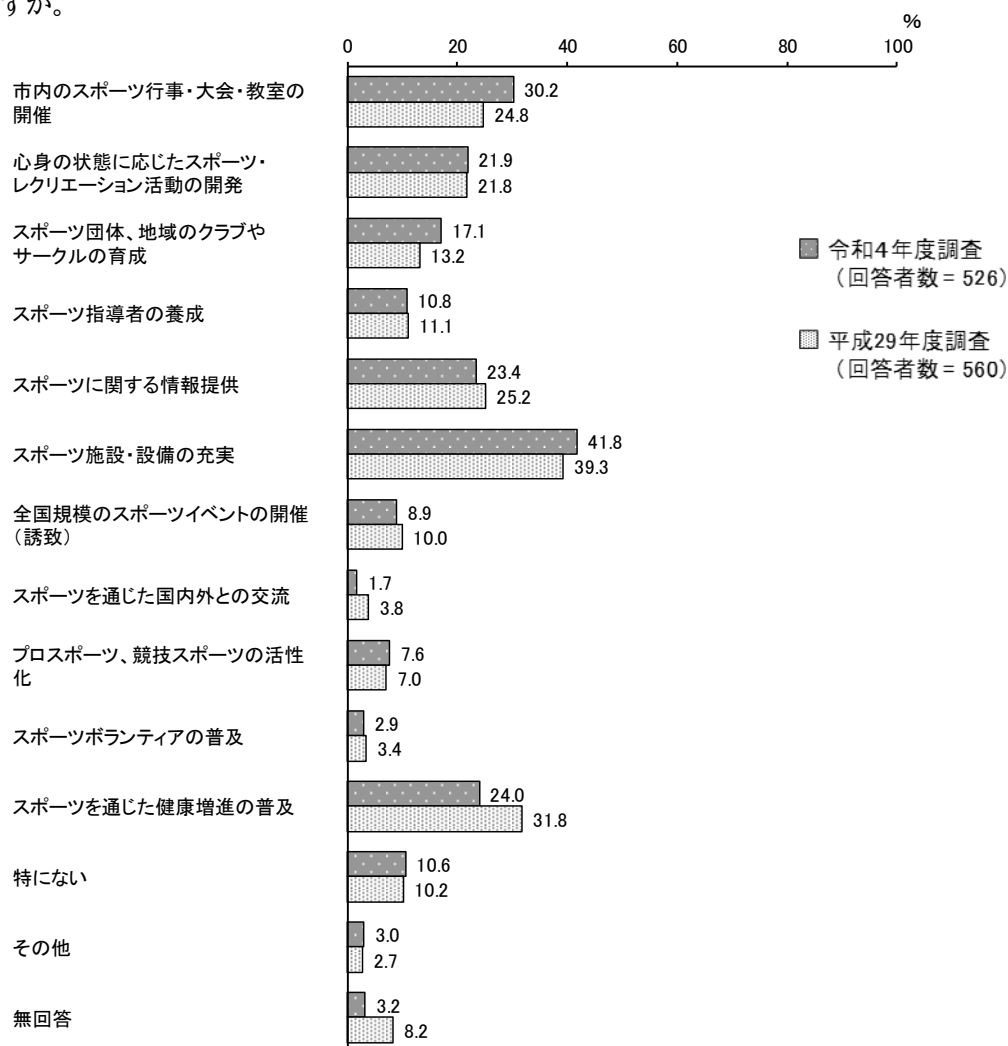
基本方針3 生涯スポーツを支える体制・環境の充実

現状

- 令和4年6月に「富谷市社会教育施設長寿命化計画」を策定し、拠点施設の老朽化対策、運動機器の配備・更新を進め、総合運動公園内の維持管理を適切に実施しています。
- 総合型地域スポーツクラブの運営支援を行い、スポーツ教室の開催等により、各世代がスポーツに参加する機会を増やしています。

【市民アンケート】

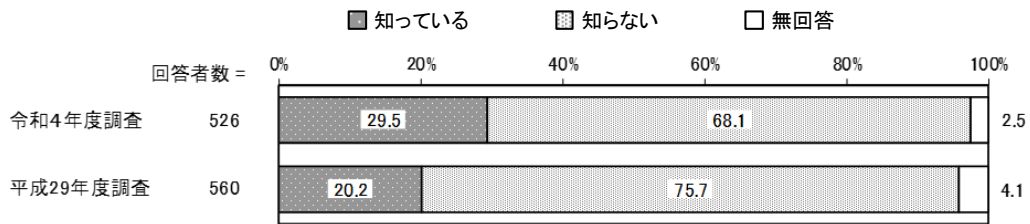
富谷市で市民の運動やスポーツ活動を盛んにするため、どのような取組が大切だと思いますか。



平成29年度調査と比較して、「スポーツ施設・設備の充実」と「市内のスポーツ行事・大会・教室の開催」の割合が高くなっており、スポーツをする機会の提供やスポーツを支える体制・環境の充実を図る必要があると考えられます。

【市民アンケート】

あなたは、とみやスポーツクラブ（富谷総合型地域スポーツクラブ）を知っていますか。



平成 29 年度調査と比較して、「知っている」の割合が増加しましたが、認知度としては依然として低い傾向が続いており、さらなる情報発信が必要と考えられます。

今後の課題

- 運動習慣の定着、ニュースポーツや障がい者スポーツの普及等、市民の多様なスポーツに対するニーズへの対応が求められています。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等デジタルコンテンツを利用した積極的な情報発信、また、デジタル化に対応した施設管理が必要です。
- 市民のスポーツを取り巻く環境の変化、市民スポーツの普及を見据えた長期的な施設の維持管理が必要です。特に、施設の老朽化や運動機器の更新については、富谷市社会教育施設長寿命化計画の適切な運用を図るとともに、市民のスポーツに対するニーズを捉えながら整備や充実を検討することが必要です。

基本目標 1 運動拠点施設の充実

基本施策

(1) スポーツ施設の整備、機能充実

富谷市社会教育施設長寿命化計画に基づき、スポーツ施設の計画的な整備・改修等を図り、利便性と安全性の向上に継続して取り組みます。

市民の健康志向、多様化するスポーツニーズに対応できるよう、スポーツ設備や運動機器の更新等を図り、スポーツ施設の機能充実に努めます。

(2) 施設利用の効率化

公共施設予約システムを導入し、市民間でのスポーツ施設の利用状況の情報共有を行い、施設の公平で効率的な利用促進に取り組みます。

また、総合型地域スポーツクラブと連携し、講習会、スポーツ教室の申請等のシステム化の推進に取り組みます。

(3) 学校教育施設の効率的利用

学校教育施設は、身近なスポーツ施設として、市民の体力づくりや健康増進等のスポーツに対するニーズに対応できるよう、利用状況や利用時間帯を把握し、効率的な利用促進に努めます。

(4) 部活動の地域移行等を踏まえた拠点整備

部活動の地域移行等を踏まえ、総合型地域スポーツクラブや地域クラブの活動拠点となるスポーツ施設や学校教育施設の適切な整備と施設管理に取り組みます。

基本目標2 生涯スポーツを支える体制の充実

基本施策

(1) 情報提供の整備と充実

市民の生涯スポーツの意識啓発に向けて、広報紙のほか市公式ホームページやSNS等デジタルコンテンツを活用し、市民のスポーツニーズに応じた情報発信に取り組みます。

また、総合型地域スポーツクラブと連携し、生涯スポーツ活動の情報の積極的な発信に努めます。

(2) 組織間の連携と充実

スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ少年団をはじめ、保育所、幼稚園、小中学校、高等学校等の組織間の連携強化に取り組み、市民の生涯スポーツを支える体制の充実を図ります。また、生涯スポーツ・競技スポーツを振興するため、総合型地域スポーツクラブの活動支援に取り組みます。

生涯スポーツの効果を幅広い分野に波及させるため、保健・医療・福祉、防災、地域活動等の施策との一層の連携に取り組みます。

(3) スポーツ実施率の維持向上

成人の週1回以上のスポーツ実施率が80%を超えている状況の中、国のスポーツ基本計画で「女性、障がい者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」を施策目標に掲げていることから、多くの市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりと普及啓発、スポーツ活動の支援に取り組み、今後もスポーツ実施率の維持向上に努めます。



# 参 考 资 料

## (1) スポーツ基本法（抜粋）

平成23年法律78号

（スポーツ基本計画）

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

### 2・3 略

（地方スポーツ推進計画）

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

### 2 略

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

## (2) 第3期スポーツ基本計画の概要

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第9条の規定により、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定される計画で、国は、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、令和4年度から令和8年度までの5年間の国のスポーツの重要な指針を示しました。

### 【5年間で取り組む施策】

- ① 多様な主体におけるスポーツの機会創出
- ② スポーツ界におけるDXの推進
- ③ 国際競技力の向上
- ④ スポーツの国際交流・協力
- ⑤ スポーツによる健康増進
- ⑥ スポーツの成長産業化
- ⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり
- ⑧ スポーツを通じた共生社会の実現
- ⑨ 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
- ⑩ スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」
- ⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保
- ⑫ スポーツ・インテグリティの確保

## (3) 第2期宮城県スポーツ推進計画の概要

スポーツ基本法第10条の規定に基づき、宮城県が令和5年3月に「第2期宮城県スポーツ推進計画」を策定し、令和5年度から令和14年度までの10年間の県のスポーツのあるべき姿や目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を示しました。

### 【基本理念】

「スポーツの力でひらくみやぎの未来！」

### 【基本方針】

- 1 スポーツによる健康推進
- 2 スポーツによるまちづくり
- 3 スポーツによる共生社会の実現
- 4 スポーツによる感動の創出と誇りの醸成

## (4) 富谷市総合計画の概要

富谷市は、市制施行した平成28年度に、令和7年度までの10年間を計画期間とした「富谷市総合計画」を策定し、「住みたくたるまち日本一 ～100年間人が増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～」を将来像に、「1 暮らしを自慢できるまち！」「2 教育と子育て環境を誇るまち！」「3 元気と温かい心で支えるまち！」「4 市民の思いを協働でつくるまち！」の4つの基本方針を推進し、将来像の実現を目指します。

### 【スポーツ・レクリエーション関連施策】

基本方針2 教育と子育て環境を誇るまち！

第2章 あらゆる世代が生きがいを感じ暮らせるまちを創ります

#### 2 スポーツ・レクリエーション

- 施策目標 躍動感あふれる動きに満ちたまちづくり
- 施策内容
  - ① セツ森ハーフマラソン大会の開催
  - ② スポーツ活動を促す機会の提供・支援
  - ③ 競技スポーツと指導体制の充実
  - ④ 生涯スポーツを支える体制の整備・充実
- 成果目標 成人の週1回以上のスポーツ実施率（令和7年度）…65%

## (5) 第2期富谷市教育振興基本計画の概要

富谷市教育委員会は、市町村教育振興基本計画と教育大綱の位置付けとし、令和5年1月に「第2期富谷市教育振興基本計画」を策定し、「「学び合う 高め合う 尊び合う 富谷の教育 ～人生100年時代の教育環境を目指して～」を教育理念に、令和5年度から令和9年度までの推進施策を示しました。

### 【スポーツ・レクリエーション関連推進施策】

基本目標4 生涯スポーツの推進

- 施策4-1 生涯スポーツを楽しむ機会の充実
- 施策4-2 指導体制の充実、競技スポーツの普及
- 施策4-3 生涯スポーツを支える体制・環境の充実



## (6) 富谷市スポーツ推進審議会

### 富谷市スポーツ推進審議会条例

平成23年富谷町条例第26号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、富谷市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、富谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 略

富谷市スポーツ推進審議会委員名簿

(令和5年4月1日現在)

氏名	所属等
高村元章	東北福祉大学教授
土生直樹	富谷市立日吉台小学校
遠藤ひろみ	富谷市立富谷中学校
小川博靖	宮城県富谷高等学校
佐々木秀将	合同会社フィジック
亀庄六	富谷市スポーツ協会
阿部篤史	富谷市校長会
佐藤あり紗	元オリンピック選手
佐藤淳子	県ママさんバレーボール連盟
新田智絵	イオンスポーツクラブ

## (7) スポーツ推進委員・スポーツ普及員

### ① スポーツ推進委員

スポーツ基本法第32条の規定に基づき、市におけるスポーツ推進のため、事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うことを目的として、市教育委員会から委嘱されています。

スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための事業の実施に関する連絡調整を行い、スポーツの実技指導、スポーツ活動の促進のための組織育成、各種団体が行う行事又は事業への協力、市民に対するスポーツへの理解の促進及びスポーツ推進事業の企画に関し富谷市教育委員会に意見することが職務とされ、令和5年4月1日現在の委員数は10名となっています。

### ② スポーツ普及員

市民の体力と健康増進を図るとともに、家庭や地域の正しい人間関係を築くため、地域における体育組織を確立し、その活動を通じて生活に直結したスポーツの振興を図るため、各行政区から推薦を受けて、令和5年4月1日現在、76名が委嘱されています。

## (8) 市内スポーツ関連団体

### ① 富谷市スポーツ協会

(令和5年度加盟協会)

	協 会 名	加盟団体数	登録会員数
1	富谷市バレーボール協会	12団体	300名
2	富谷市野球協会	9団体	150名
3	富谷市テニス協会	1団体	26名
4	富谷市卓球協会	7団体	250名
5	富谷市バドミントン協会	4団体	98名
6	富谷市ゴルフ協会	1団体	150名
7	富谷市ゲートボール協会	2団体	23名
8	富谷市陸上競技協会	1団体	10名
9	富谷市ソフトボール協会	16団体	180名
10	富谷市グラウンド・ゴルフ協会	11団体	130名
11	富谷市ターゲット・バードゴルフ協会	1団体	22名
12	富谷市パークゴルフ協会	1団体	100名
13	富谷市ペタンク協会	2団体	47名
14	富谷市ソフトテニス協会	6団体	160名
15	富谷市ハンドボール協会	3団体	85名
	合 計	77団体	1,731名

② 富谷スポーツ少年団  
(令和5年度登録団体)

No.	種 目	単 位 団 名
1	サッカー	あけのだいらF・C
2		富ヶ丘サッカー
3		富谷FC
4		TOMIYA CITY FOOTBALL CLUB
5		アルディエンテスポーツクラブ
6	バレーボール	富谷フレンズ
7		富ヶ丘あおば
8	バスケットボール	日吉台キッズ
9		成田ピュアスピリッツミニバスケットボール
10		富谷ベクトルミニバスケットボールクラブ
11		成田中バスケット
12		明石台ミニバスケットボールクラブ
13	ソフトテニス	JST富谷
14		富谷ソフトテニスクラブ STELLA
15	軟式野球	東向陽台スカイラーク
16		富谷エックス
17		富谷ユニオンベースボールクラブ
18		富谷ストロング
19		成田オーシャンイーグルス
20		TNブルーベリーズ
21	柔道	富谷柔道
22	剣道	富ヶ丘剣友会
23	空手道	富谷空手
24		昇道館成田
25	ハンドボール	HC黒川
26	アクティブチャイルドプログラム	富谷青空スポーツ少年団

【参考】令和5年度登録者数等

登録団体数	団員数			指導者数
	男	女	計	
26団体	450人	153人	603人	78人

## (9) 市営体育施設概要

### ① 市営体育施設一覧

施設名		開設年月日	面積	施設概要	
富谷市総合運動公園	スポーツセンター	メインアリーナ	S61年9月	1,755 m <sup>2</sup>	バレーボール4面、バスケットボール2面、バドミントン9面、ソフトテニス2面、ハンドボール1面 他
		サブアリーナ	S61年9月	314 m <sup>2</sup>	柔道2面、剣道2面 他
	武道館	アリーナ	H10年3月	323 m <sup>2</sup>	柔道2面、剣道2面 他
		トレーニング室	H10年3月	302 m <sup>2</sup>	トレーニング器具 他
	グラウンド	Aグラウンド	S61年9月	14,579 m <sup>2</sup>	野球、ソフトボール、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール 他
		Bグラウンド	S61年9月	13,361 m <sup>2</sup>	
		Cグラウンド	S61年9月	26,094 m <sup>2</sup>	
		Dグラウンド	S61年9月	17,536 m <sup>2</sup>	
	テニスコート		S61年9月	4,641 m <sup>2</sup>	6面
	レクリエーション広場		S61年9月	2,880 m <sup>2</sup>	
スポーツ交流館		H27年3月		会議室	
富谷市パークゴルフ場		R6年4月 (予定)		9ホール、2コース 計18ホール	
学校体育施設 開放実施校	体育館			小学校8校 中学校2校	
	校庭			小学校8校	

### ② 市営体育施設利用者数

(単位：人)

施設名	R2年度	R3年度	R4年度
スポーツセンター	20,755	28,224	34,657
武道館	26,034	23,887	40,585
グラウンド	16,179	16,163	25,785
テニスコート	9,690	8,634	11,594
レクリエーション広場	1,444	1,054	661
スポーツ交流館	335	166	464
学校体育施設	49,068	32,147	72,838

## 第3期富谷市スポーツ推進計画

■発行：令和6年2月  
■編集・発行者：富谷市教育委員会  
(担当：生涯学習課)

〒981-3305 宮城県富谷市一ノ関髙合山6番地8  
(富谷市総合運動公園内)

電話：022-358-5400 FAX：022-358-9159

ホームページ <https://www.tomiya-city.miyagi.jp>